

22. 自習室等利用時間制限の緩和(5月2日～8日)

2011・
4・27▼レジュメ

■レジュメ

現在9時～17時(日曜については12時～17時)とされている自習室等の利用時間を下記のとおりとします。休日にあつては、南門から出入りする者を含め利用者全員が、正門警備員室で必要な記載を励行してください。

なお、5月9日(月)以降は、従来の利用時間に戻るよう、関係部局に要請していますが、確定次第発表します。

4月27日

法務研究科学生係

記

- 1 期 間 :5月2日(月)から8日(日)まで
- 2 時 間 :9時00分から23時00分
(ただし8日は12時00分から23時00分)
- 3 利用手続:正門警備員室において名簿に氏名をチェックし入棟する。
退棟時には正門警備員室において退棟の時刻を記入する。
- 4 注意事項:余震が発生した場合には、速やかに避難態勢をとること

以上

[プレビュー画面を閉じる](#)